

国立市議会議長 青木 健 様

建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書

1、陳情の趣旨

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和 3）年 5 月 17 日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業 10 社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022 年 6 月までには給付金制度が開始されます。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、アスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。その為、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていません。成立した建設アスベスト給付金法の付則第 2 条には、「国以外の者による損害賠償、その他補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置をとる」とされています。しかし、被告の建材企業らは、継続する裁判において未だに原告側と争う態度を改めていません。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲した為、支給対象には、主に屋外で働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後 20 年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

以上の事から建設アスベスト被害者の全面救済を図る為、アスベスト建材製造企

業の補償基金への拠出参加を求め、「特定石綿被害建設業務労働者等の支給に関する法律」の改正を早期に行う必要があり、地方自治法 99 条の規定により、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

2、陳情事項

本陳情は、アスベスト建材製造企業が責任を認め、アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力にむけた環境整備を行う事、また、全ての建設アスベスト被害者を救済する為、「アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力にむけた環境整備、建設アスベスト被害全面解決を求め、国への意見書提出」を、貴議会にお願いするものです。